

# 国外へ転出される皆様へ 国外でも国政選挙の投票ができます！

STEP  
1

## 転出届を出す際に、在外選挙人名簿への登録申請書を提出！

申請の際に必要なもの

### 〈本人による申請〉

- ・本人確認書類  
(旅券、マイナンバーカード、運転免許証、  
官公庁の身分証等)

### 〈代理者による申請〉

- ・申請者の本人確認書類
- ・申請者の申出書
- ・申請に来ている方の本人確認書類

STEP  
2

## 国外に居住後、在留届を提出！

- 在留届で国外の住所を確認します。忘れずに提出してください。
- 在留届は、最寄りの在外公館（領事館や大使館）やインターネットで提出できます。

STEP  
3

## 「在外選挙人証」を受取る！

- 在外選挙人名簿に登録されると「在外選挙人証」が交付されます。
- 在外公館から連絡があるので、最寄りの在外公館で、又は郵送で、在外選挙人証を受取りましょう。

または  
渡航後でも申請できます！

お住まいの地域を管轄する在外公館  
にて申請をすることができます。

### 注意事項

- ・ 国外で投票するには、在外選挙人名簿へ登載される必要があります。
- ・ 渡航前に申請できる方は、川口市の選挙人名簿に登録されている方です。
- ・ 申請できる期間は、転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。
- ・ 申請は、申請者本人か、申請者から委任を受けた方ができます。
- ・ 在外公館にて申請をする場合には、3ヶ月以上の住所要件が必要です。
- ・ 投票の際には、在外選挙人証が必要となるので紛失等にご注意ください。

詳しくは川口市選挙管理委員会にお問い合わせください。

川口市選挙管理委員会

〒332-8601 川口市青木2-1-1  
048-259-7941